

介護老人福祉施設（ユニット型）

バーデンライフ中川 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人静友会が開設するバーデンライフ中川（以下、「事業所」という。）が行うユニット型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が入所者に対し、適正な介護老人福祉施設の介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとし、

明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、高齢者福祉の増進を目的とする事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるものとし、

3 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ユニット型介護老人福祉施設バーデンライフ中川
- (2) 所在地 足柄上郡山北町中川511番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 介護支援専門員 名以上（常勤・兼務）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。入所者がその居宅において日常生活が出来るかどうかについて定期的に検討する。
- (3) 生活相談員 名以上（常勤・兼務）
生活相談員は、入所者又はその家族に対し相談に応じ助言援助を行う。また、入所者及び家族からの苦情を受け付ける。
- ）看護従業者 名以上（常勤・兼務）、 名以上（非常勤・兼務）
看護従業者は、入所者に対する日常の健康管理業務を行う。
- 介護従業者 名以上（常勤・兼務） 名以上（非常勤・兼務）
介護従業者は、入所者の日常生活の援助又は世話等必要な介護業務を行う。
- ）機能訓練指導員 名以上（常勤・兼務）
機能訓練指導員は、日常生活機能の改善又は減退防止のための訓練を行う。
- ）管理栄養士 1名以上（常勤・兼務）
管理栄養士は、多職種と連携し栄養ケア計画を作成し、適切な栄養管理を行う。
- (8) 医師 1名以上（非常勤）
医師は、入所者の健康状態の把握及び健康維持のための適切な処置を行う。

（利用者の定員）

第 条 事業所の利用者の定員は、 名とする。

2 ユニット数は ユニットで、ユニットごとの入居定員は 名とする。

入居者への介護の内容及び利用料等)

第6条 入居者へのサービス提供に当たっては、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自立的な日常生活を営むことができるよう、入居者の心身の状況に応じて次の各号について適切な技術をもって行います

- 1 日常生活における家事を入居者が役割をもって行えるよう支援します。
- 2 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう入浴の機会を提供します。
- 3 排泄の自立について必要な支援をします。又、おむつを使用せざるを得ない入居者については排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えます。
- 4 離床、着替え、整容等の日常生活動作の支援を行います。
- 5 栄養や嗜好を考慮し、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します
- 6 嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供し、自律的に行う活動を支援します。
- 7 日常生活を営むのに必要な行政機関等への手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行する等、社会生活上の便宜を提供します。
- 8 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために機能訓練を行います。
- 9 常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置を行います。

10 その他必要な介護サービスの提供

介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法上の厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割（介護保険負担割合証に基づきます）の額とする

事業所は、前項の利用料のほかに入居者から受けることができる費用の額について、別表のとおり定めるものとする。

前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第7条 事業所を利用するに当たって、入居者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴

力行為その他、他の入居者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

- 2 外出、外泊を行う際には、必ず外出・外泊届に必要事項を記入すること。なお、安全のため、家族又は従業者が付き添うことを原則とする。

（損害賠償）

第 条 入居者に対する介護老人福祉施設サービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに 非常災害が起きた場合に備えて消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難 救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、サービス提供施設や設備及び備品、飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生又は蔓延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所の従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

入居者の精神の安定を図る観点から 担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視した適切なサービスを提供できるよう勤務の体制を定めるものとする

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際は、別に定める「身体拘束等行動制限に関する規程」によるものとする。

従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(入居者に対する施設サービスの内容)

第14条 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(緊急時等の対応)

第15条 事業所は、現に施設サービスを行っている時に、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ施設の医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定める。

(苦情処理)

第16条 事業所は、介護老人福祉施設サービスの提供に係わる入居者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した介護老人福祉施設サービスの提供に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第11条及び12条を追加)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。(第6条2項の修正及び別表修正)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。(別表修正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(別表修正)

この規定は、令和5年10月1日から施行する。(条文の追加)

この規程は、令和 年4月1日から施行する。(別表修正)

この規程は、令和 年 月1日から施行する。(別表修正)

この規程は、令和 年 月1日から施行する。(別表修正)

別表

介護保険適用の利用料金の目安(ユニット型個室)							
要介護度		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	
利用料金(1単位10.14円)		670単位	740単位	815単位	886単位	955単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ				6単位			
看護体制加算(Ⅰ)Ⅱ				6単位			
小計(30日分)		20760円	22890円	25170円	27330円	29430円	
介護職員等処遇改善加算(加算Ⅱ) (30日分)		介護度別利用料金に加算を含めた合計(小計)の13.6%(小数点以下四捨五入)					
		2823単位	3113単位	3423単位	3717単位	4003単位	
1割負担額		23580円	25980円	28620円	31050円	33450円	
合計①		47160円	51960円	57210円	62070円	66870円	
2割負担額							
3割負担額		70740円	77940円	85800円	93090円	100290円	
介護保険外の利用料金(全額自己負担)							
	居住費(1日分)	食費(1日分)	おやつ(1日分)	居住費(30日分)	食費(30日分)	おやつ(30日分)	合計②
第1段階	880円	300円		26400円	9000円		38400円
第2段階	880円	390円		26400円	11700円		41100円
第3段階①	1370円	650円	100円	41100円	19500円	3000円	63600円
第3段階②	1370円	1360円		41100円	40800円		84900円
第4段階	2360円	1900円		70800円	57000円		130800円
第4段階費内訳		朝食 430円		昼食 810円		夕食 660円	
自己負担額(基本額)早見表(合計①+②)							
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5		
第1段階	61980円	64380円	67020円	69450円	71850円		
第2段階	64680円	67080円	69720円	72150円	74550円		
第3段階①	87180円	89580円	92220円	94650円	97050円		
第3段階②	108480円	110880円	113520円	115950円	118350円		
1割負担	154380円	156780円	159420円	161850円	164250円		
第4段階減免なし	177960円	182760円	188010円	192870円	197670円		
2割負担							
3割負担	201540円	208740円	216600円	223890円	231090円		
その他の特別な加算や諸費用(基本額に上乗せされます)							
その他の特別な加算(介護保険適用)							
	単位	備考					
初期加算	30単位	入所日から30日まで・30日を超える入院後の再入所					
安全対策体制加算	20単位	入所初日のみ					
療養食加算	6単位	対象者のみ 1日3回 最大18単位					
	72単位	死亡日以前31～45日					
看取り介護加算	144単位	死亡日以前4～30日					
	680単位	死亡日の前日・前々日					
	1280単位	死亡日					
外泊時費用	246単位	病院等へ入院した場合及び居宅などへの外泊を認めた場合					
褥瘡マネジメント加算	3単位/月	*重要事項説明書参照					
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	〃					
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	〃					
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	〃					
自立支援促進加算	280単位/月	〃					
科学的介護推進体制加算	50単位/月	〃					
新興感染症等施設療養加算	240単位/月	〃					
協力医療機関連携加算	100単位/月	〃					
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	〃					
退所時情報提供加算	250単位/回	〃					
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	〃					
諸費用(介護保険適用外)							
理美容代	実費	移送サービス 1キロあたり50円					
レクリエーション等材料費	実費	コンセント使用料 1コンセントにつき10円					
日常生活物品代	実費	特別行事に送迎車 1キロあたり50円					
事務手数料 1200円(月額)		関する事項 付き添い 職員1人につき1200円					
通院費(内服薬)	実費	健康管理費 実費					

※表示されている料金は計算方法が複雑なため若干の誤差が生じます。

※表示されている料金は計算方法が複雑なため若干の誤差が生じます。